

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和元年6月28日(金) 午後3時00分から午後3時25分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員（出席16名、欠席3名）】 出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、19番樋口佐登子委員 欠席：7番米原文明委員、16番川合次夫委員、18番上原スミ子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請有、出席16名、欠席2名）】 出席委員：1番伊藤力委員、2番渡邊逸郎委員、3番原安義委員、4番恩田實委員、5番岩崎源一委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、10番加藤政人委員、11番中村成義委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番小池憲夫委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、18番白澤実委員 欠席：9番山岸寛幸、17番小竹堅吾委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席32名)</p>
出席職員	水島農業委員会事務局係長、伊藤同主査、小林同主査（書記）
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	17番 委員
	19番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No2～No6 5件

報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて
No9 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3005 1件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5017～No.5025 9件

議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.52～No.59 8件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は7番米原文明委員、16番川合次夫委員、18番上原スミ子委員の3名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、17番川内敏夫委員及び19番樋口佐登子委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
小林主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 2番下早川、上早川地区の件ですが、五十原、越地内の2筆78㎡について、雑種地になっております。 3番糸魚川地区の件ですが、清崎地内の1筆46㎡について、道路敷地になっております。 4番今井地区の件ですが、大谷内地内の3筆134㎡について、原野になっております。 5番今井地区の件ですが、大谷内地内の1筆26㎡について、原野に</p>

<p>議長</p>	<p>なっております。</p> <p>6番大和川地区の件ですが、竹ヶ花地内の2筆760㎡について、店舗、駐車場敷地になっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 水島係長</p>	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届けについて説明を求めます。</p> <p>説明いたします。2頁をご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>9番西海地区の件ですが、来海沢地内の3筆1,834㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3＝付議事項</p> <p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
<p>伊藤主査</p>	<p>説明いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>3005番能生谷地区の件ですが、中野口地内の1筆575㎡について贈与による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は市道榎能生線近くの山王橋付近の場所です。譲渡人は、高齢により耕作が</p>

<p>議長</p>	<p>できなくなったため、申請地近くに住む耕作が可能な譲受人へ譲り渡したいものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>小林主査</p>	<p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p> <p>5017番上早川地区の件ですが、大平地内の1筆178㎡について、河川工事用仮設通路及び作業ヤードのための、9か月間の賃借権設定です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は市道岩倉線近く場所です。譲受人は、新潟県二級河川前川河床掘削・施設補修工事のため、申請地を借り受け、運搬車両、重機等の河川への乗入仮設通路及び作業ヤードを設置して一時使用したいものです。農地の区分は、ア-(イ)-c-(a)（農用地区域内の一時転用である。）に該当し、資力及び信用、用途に滞りなく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5018番、5019番、5020番、5021番、5022番、5023番、5024番小滝地区の件ですが、大所地内の8筆1,473.77㎡について、資材運搬用のヘリポートのための、6か月間の賃借権設定です。地図のNo.3をご覧ください。</p>

	<p>ださい。申請地は県道入ノ平白馬線沿いの場所です。譲受人は、特別高圧送電線保安対策工事のため、申請地を借り受け、資材運搬用のヘリポート用地として一時使用したいものです。農地の区分は、か(ア)（山間地域に点在する農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5025 番糸魚川地区の件ですが、押上2丁目地内の2筆 318 m²について、住宅敷地のための、30年間の使用貸借権設定です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は市道南通線沿いの場所です。譲受人は、現在母親と同居していますが、今後子供の成長に伴い手狭となるため、申請地を母より借り受けて住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ-ア)-b-(c)（都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、事務局の説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>52 番下早川地区の件ですが、五十原地内の3筆 6,068 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>53 番西海地区の件ですが、真光寺地内の10筆 9,240 m²について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>

	<p>54 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆465㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>55 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆804㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>56 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆693㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>57 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆340㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>58 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆5,739㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>59 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆443㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
	<p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p>
議長	<p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次期農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月31日(水) 定例総会 <p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。</p> <p>慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>

